

関市林業就業移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市に移住し、及び林業に就業した者に対し、予算の範囲内において関市林業就業移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、本市への移住・定住の促進及び将来の林業を支える人材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森のジョブステーションぎふ 岐阜県知事から指定を受けた林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターをいう。
- (2) 転入 本市に転入届を提出し、住民基本台帳に記録されることをいう。
- (3) 移住元 本市に転入する直前に記録されていた住民基本台帳を整備する市町村（特別区を含む。）をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していない者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年関市告示第92号）第3条に規定する支援対象者に該当しないこと。
- (2) 令和4年4月1日以降に本市に転入する者であること。
- (3) 第5条の規定により支援金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において本市に転入した後の期間が3月以上1年以下であること。
- (4) 申請日から5年以上本市に継続して居住する意思を有していること。
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれの在留資格も有していない外国人でないこと。
- (6) 就業先が森のジョブステーションぎふにおいて求人登録されている林業事業者（支援対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業者を除く。）（以下「対象事業者」という。）で、かつ、求人へ応募した日が森のジョブステーションぎふにおいて求人の掲載がされた日以降であること。
- (7) 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて対象事業者に就業し、申請日において連続して3月以上対象事業者に在職していること。
- (8) 申請日から3年以上継続して対象事業者に勤務する意思を有していること。
- (9) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に対象事業者に雇用されたものであること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる申請日における世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に規定する2人以上世帯以外の世帯 600,000円
- (2) 2人以上世帯（同一世帯に属する者が2人以上であり、その世帯員がいずれも移住元において同一世帯に属し、かつ、その世帯員が申請日においても同一世帯に属している世帯をいう。以下同じ。） 1,000,000円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、関市林業就業移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地を確認できる書類の写し（2人以上世帯の場合にあっては、世帯員全員分の写し）
- (2) 関市林業就業移住支援金に関する同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- (3) 就業証明書（別記様式第3号）
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付するかどうかを決定し、関市林業就業移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、関市林業就業移住支援金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付する。

（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部を取り消し、又は既に交付した支援金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の対象事業体の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（3） 申請日から5年を経過する前に市外に転出したとき。

（4） 申請日から3年を経過する前に対象事業体に勤務しなくなったとき。

（5） その他市長が支援金の交付を適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部を返還させるときは、関市林業就業移住支援金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年10月13日から施行する。

関市長 様

## 関市林業就業移住支援金交付申請書

関市林業就業移住支援金の交付を受けたいので、関市林業就業移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して申請します。

## 1 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	

## 2 世帯区分（該当する欄に○をつけてください。）

	単身		2人以上	2人以上世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
--	----	--	------	-------------------------------------	---

## 3 移住元の住所

住所	〒	
----	---	--

## 関係書類

- (1) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地を確認できる書類の写し  
(2人以上世帯の場合にあっては、世帯員全員分の写し)

- (2) 関市林業就業移住支援金に関する同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- (3) 就業証明書（別記様式第3号）
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

関市長 様

住 所  
氏 名

関市林業就業移住支援金に関する同意書兼誓約書

私は、関市林業就業移住支援金の交付にあたり、下記の事項について誓約し、及び同意します。また、関市林業就業移住支援金交付要綱第8条第1項各号に該当することとなった場合には、同条第2項の規定に基づく関市林業就業移住支援金の交付決定の取消し及び返還命令に従い、既に関市林業就業移住支援金の交付を受けているときは、関市林業就業移住支援金の全額を速やかに返還することを誓約します。

1 誓約事項

- 申請日から5年以上継続して関市に居住する意思があります。
- 申請日から3年以上関市林業就業移住支援金の交付要件を満たす企業等に継続して勤務する意思があります。
- 就業先の法人等の代表者又は取締役等の経営を担う者は3親等以内の親族に該当しません。
- 申請者及び世帯員に暴力団等の反社会的勢力と関係を有するものはいません。

2 同意事項

- 関市林業就業移住支援金の交付要件の確認をするために、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の納付状況（滞納の有無について）について市の職員が確認すること。
- 関市が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。

### 就業証明書

下記の者の就業状況については、次のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者名

#### 記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。	
森のジョブステーションぎふへの求人掲載実績	求人管理番号	
	掲載開始日	

住所  
氏名 様

関市林業就業移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市林業就業移住支援金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市林業就業移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 の 内 容	交付・不交付
支 援 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき、交付決定者が申請日から5年を経過する前に市外に転出したとき、交付決定者が申請日から3年を経過する前に対象事業体に勤務しなくなったときその他市長が支援金の交付を適当でないと認めたときは、支援金の交付の決定の全部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部を返還させることがあります。

年 月 日

関市長 様

住 所  
氏 名

関市林業就業移住支援金交付請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市林業就業移住支援金について、関市林業就業移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				



住所  
氏名 様

関市林業就業移住支援金交付決定取消(返還)通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

〔 よる関市林業就業移住支援金の交付の決定の全部を取り消した  
より交付した関市林業就業移住支援金の全部の返還を決定した 〕  
移住支援金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。 )  
ので、関市林業就業

年 月 日

関市長 印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返還額	円	返還期限	年 月 日